

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 2 日

各都道府県畜産主務課
家畜商担当者 殿

農林水産省畜産局食肉鶏卵課
課長補佐（素畜価格流通班）

家畜商法に基づく講習会のオンライン開催について（再周知）

平素から適正な家畜取引の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項に規定する講習会の開催については、「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 畜第 3034 号農林水産省畜産局食肉鶏卵課長通知）において、近年の急速なデジタル技術の進展も踏まえ、講習受講者の利便性の向上の観点から、オンライン上で行うことを基本としたところではあります。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、同講習会については、受講者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減のため、オンラインによる開催が可能であることを改めて都道府県に通知するとされたことから、再周知いたします。

各都道府県畜産主務課におかれましては、引き続き、オンラインの活用等により、事務負担の軽減に努めていただきますようお願いいたします。

ご参考として、過去の通知文と Q & A を添付いたします。

(問合せ先)
食肉鶏卵課素畜価格流通班
担 当：本間、東原
連絡先：03-3502-8473（直通）